

# 農中総研 調査と情報

## 2011.3 (第23号)

### ■ レポート ■

#### ● 農林水産業 ●

次期 EU 共通農業政策 (CAP) 改革の選択肢提案 .....	2
—食料安全保障、環境、地域の重視と直接支払いの再設計—	
牛乳、乳製品の需給動向と国産チーズ増産の課題 .....	4
集落協定を基盤とした漁村振興の課題 .....	6
農林・地域活性化 WG の「水産業分野における検討項目」を読んでの疑問 .....	8

#### ● 農漁協・森組 ●

最近の農業制度資金の変化と JA の課題 .....	10
食と健康を軸に地元 JA とともに取り組む JA 厚生連病院の地域活動 .....	12

#### ● 経済・金融 ●

出口が見えない欧州財政問題 .....	14
個人向け国債 (固定 5 年) の償還をめぐる動向 .....	16
地方財政をめぐる構造問題 .....	18

### ■ 寄稿 ■

社会的経済・協同組合の国際的研究ネットワークの境界消滅 —「新しい公共」を支える人材の国境を越えたつながり— .....	20
(東洋大学経済学部総合政策学科 教授 今村 肇 <CIRIEC International, Vice President>)	

### ■ 現地ルポルタージュ ■

高齢化・離農に総合的に対応する JA 出資型農業生産法人 —ジェイエイファームみやざき中央の取組み— .....	22
---	----

### ■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー .....	24
---------------------------------	----

### ■ あぜみち ■

いちご作りに夢を求めて .....	26
(金井いちご園 経営 金井繁正)	

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

# 次期EU共通農業政策(CAP)改革の選択肢提案

## —食料安全保障、環境、地域の重視と直接支払いの再設計—

主任研究員 平澤明彦

### 1 次期改革へ向けた動き

EUでは1992年以来、共通農業政策(CAP)の改革を進めてきた。最近では2008年に小改革「ヘルスチェック」が決定され、現在はその実施中である。2014年以降のCAPを定める次期改革は、14年以降の次期EU中期予算(5年間以上)とともに実施される本格的な改革である。

次期CAP改革の議論は、立法・政策決定機関である農相理事会においてはすでにヘルスチェックの検討中から始まり、09年からは本格的な検討が進められてきた。いま一つの立法機関である欧州議会も独自の改革提案を作成した(農業委員会、10年6月21日)。

次期CAP改革を巡っては、意思決定にかかわる参加者の増加により利害関係の調整が複雑化している。EUが27か国に拡大して初めての本格的なCAP改革であり、また欧州議会が理事会との共同決定権を有する初めてのCAP改革<sup>(注1)</sup>でもある。改革の法案を作成する欧州委員会<sup>(注2)</sup>のチョロス農業担当委員は関係者の合意形成に腐心しており、10年4～6月に公開討論と称して約5,700件の意見を集め、同年7月19～20日にはその集約結果に関する会議を開催した。

また、より広範な経済金融情勢—とくに08年以降における世界金融危機とEUの財政問題—もCAP改革の方向に影響を及ぼしている。

10年6月に決定されたEUの経済成長戦略「欧州2020」は、優先事項として知識・革新、持続可能性(資源効率、環境、競争力)、高雇用による経済・社会・地域的包摂の3点を挙げ、CAP改革案にもこれらへの対応が織

り込まれている。また、10年10月に提出された「EU予算見直し」文書では、直接支払いについては加盟国間・農家間の公平性改善と環境要件の強化、農村振興政策については競争力・革新、経済多様化、気候変動、環境・天然資源、最条件不利地への支持が課題とされた。

### 2 欧州委員会の提案

欧州委員会は10年11月に、改革の選択肢を文書「2020年へ向かうCAP」として提示した。その内容は公開討論、農相理事会、欧州議会の検討内容を色濃く反映しており、成長戦略や予算見直し文書への対応も図っている。

まず、これまでの改革を経たCAPの主要な貢献は、開放経済(自由貿易)の下で、地域・環境の観点からみて均整のとれた農業を実現したことであるとしたうえで、改革の主要課題として、①食料安全保障、②環境と気候変動、③地域間の均整の3つを提示した。いずれも公開討論で明らかとなった課題(10年11月18日付報道発表)である。

なかでも、食料安全保障が筆頭に掲げられたのは新機軸である。世界的な農産物価格の高騰などを受けたものであり、食品の質・価値・多様性がEU市民にとって重要であることも強調されている。公開討論ではEU全域における持続可能な農業生産能力の維持への要望が多く出された。

上記の主要課題に対応した目標も示された。

①食料生産の維持：農業所得の支持(所得変動、天災リスク、低所得)、競争力(フード

チェーン内の競争条件、内外規制格差)、条件不利地の支援

②天然資源の持続可能な管理：環境公共財、革新による緑の成長、気候変動緩和・適応

③均整のとれた地域振興：雇用と社会構造の維持、多様化、農業構造の多様性を許容(小規模農家の条件改善、地域市場の振興。異質な農業構造と生産システムが地方の魅力とアイデンティティに貢献)

総じて、経済危機や農業経営悪化の下で、農家所得のてこ入れや、中東欧諸国に多い小規模経営への配慮、および気候変動など各種の多面的機能が重点となっている。その一方で、対外的な競争力など従来力点の置かれていた論点は後退した。

### 3 提案された施策

具体的な施策の提案で最大の眼目は、欧州議会の提案を取り入れた直接支払制度の見直しであろう。すべての国に適用される基本部分を基礎的所得支持部分(デカップル)と義務的環境支払い部分に分けたうえで、付加的支払いとして条件不利地支払いと従来型の品目別支払いを追加する。

基礎的所得支持は各国(地域)内一律であり、過去実績に基づく支払い(履歴方式)は廃止される。また、ヘルスチェック改革からの積み残し課題である加盟国間のより公平な支払い

(注1)EU基本条約の改正(リスボン条約、07年12月13日署名、09年12月1日発効)による。

(注2)EUの制度では原則として欧州委員会(行政府)が法案を作成・提出し、それを理事会と議会が決定する。

(注3)独仏英の主要3か国は、14年以降のCAP予算規模を現行なみとする代わりに、英国へのEU拠出金払い戻しを維持することで妥協した(10年12月、ガーディアン紙など)。

を目指しているが、具体的内容は示されていない。基礎的所得支持部分の水準の決め方が問題となろう。

さらに、直接支払いについては大規模経営や地主への支払い制限と、他方で小規模農家への施策も打ち出されている。すなわち、個々の受給者に対する受給額上限の設定(雇用者数による緩和措置あり)、農業に深く関与している農業者(active farmer)に受給者を限定すること、および簡素な制度による小規模農家への支払いである。

農村振興政策については①競争力、②天然資源の持続的管理、③均整のとれた地域振興を目指し、かつこれまで以上に環境、気候変動、および革新を指針として強調している。成長戦略およびEU予算見直し文書に沿っており、ヘルスチェックにおける「新しい挑戦」への対応強化と見ることもできよう。また、EUの他の施策との協調や、所得変動の拡大に対応したリスク管理施策の充実も挙げている。

市場支持政策については簡素化を進めるとともに、食料サプライチェーンに占める農業の地位向上も挙げている。

### 4 予算規模と今後の日程

提案はCAP全体あるいは各種施策の予算規模には言及せず、直接支払いから農村振興への財源移転(モジュレーション)にも触れていない。報道によればCAP予算の規模は現状なみを維持する可能性が高まっているが、それ以上の詳細は11年前半に提出される次期EU中期財政計画の検討文書を待つ必要がある。

今後、11年7月には次期CAP改革の各種法案が提出される。法案は13年までに決定され、14年当初から実施される。今回の提案がどの程度実現するかが注目される。

(ひらさわ あきひこ)

# 牛乳、乳製品の需給動向と国産チーズ増産の課題

専任研究員 本田敏裕

## 1 生乳の生産・処理状況と牛乳消費の減少

生乳の生産量は1996年度の8,659千トンを一ピークに、以後減産傾向が続いている。そのうち牛乳等向け処理量は同年度に60%を切り、2009年度には53.5%まで低下する一方、乳製品向け処理量は96年度の38.7%から徐々に増加し、09年度には3,590千トンで、45%を超えた(第1表)。

第1図は、近年の牛乳、加工乳、乳飲料、はっ酵乳の年間1人当たりの平均消費量の変化をみたものである。牛乳の消費量は04年ごろまでは年間30リットルを超えていたが、09年には24.5リットルまで低下し、1日1人当たりで換算すると平均67ccとなり、200ccの牛

乳瓶の3分の1の量しか飲んでいないことになる。また乳飲料、はっ酵乳の消費量も横ばいで、比較的安価な加工乳に近年やや伸びがみられる。

こうした牛乳の消費量の減少の背景には、人口の減少や少子高齢化が進む一方で、飲料も含めた食の多様化・成熟化が進み、牛乳と競合する多様な飲料が市中にあふれ、コンビニ、自動販売機等で安く手軽に入手できることも大きな要因となっている。また、従来、牛乳を飲用する場面として朝食時が最も多かったが、近年は朝食をとらない人が増えていることも要因にあげられる。昨(10)年は、夏の猛暑で牛乳の消費回復が期待されたが、伸びたのは加工乳であった。

**第1表** 生乳生産量と牛乳、乳製品向け消費量

(単位 千トン,%)

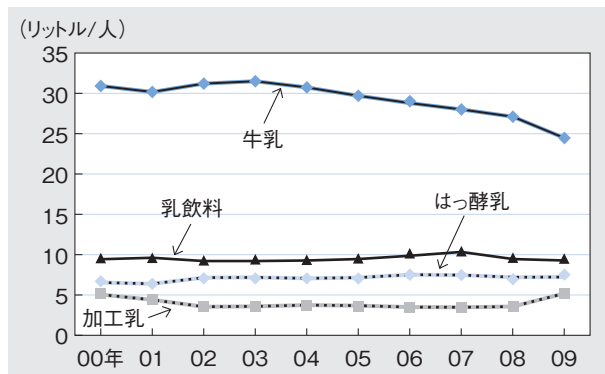
	生乳生産量	牛乳等向け		乳製品向け	
		処理量	同比率	処理量	同比率
94年度	8,388	5,263	62.7	2,983	35.6
95	8,467	5,152	60.8	3,186	37.6
96	8,659	5,188	59.9	3,351	38.7
97	8,629	5,122	59.4	3,396	39.4
98	8,549	5,026	58.8	3,419	40.0
99	8,513	4,939	58.0	3,470	40.8
00	8,415	5,003	59.5	3,307	39.3
01	8,312	4,903	59.0	3,317	39.9
02	8,380	5,046	60.2	3,245	38.7
03	8,405	5,018	59.7	3,301	39.3
04	8,285	4,902	59.2	3,301	39.8
05	8,293	4,739	57.1	3,472	41.9
06	8,091	4,620	57.1	3,389	41.9
07	8,024	4,509	56.2	3,432	42.8
08	7,937	4,414	55.6	3,450	43.5
09	7,881	4,217	53.5	3,590	45.6

資料 農林水産省「牛乳乳製品統計」  
 (注) 用途別処理量は04年からの調査定義の変更により連続しない。牛乳等とは、04年より牛乳、成分調整牛乳、加工乳、乳飲料、はっ酵乳、乳酸菌飲料の総称。

## 2 拡大するチーズの消費量

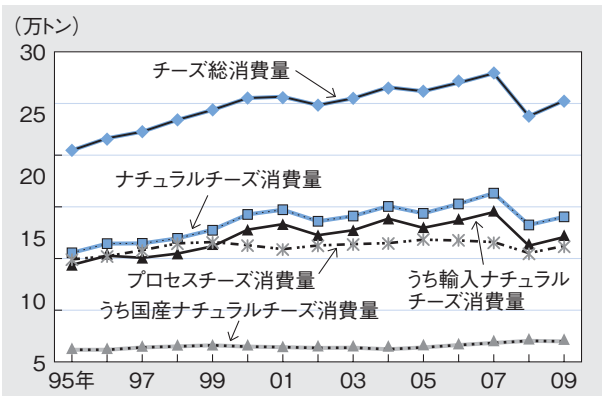
一方、チーズの総消費量は拡大傾向が続いており、07年には279千トンと過去最高となった。内訳はナチュラルチーズが163千トン、プロセスチーズが116千トンで、ナチュラルチー

**第1図** 牛乳、加工乳、乳飲料等の平均消費量の推移(年間1人当たり)



出典 (社)日本酪農乳業協会(j-milk)  
 資料 総務省「人口推計年報(各年10月1日)」等、農林水産省「牛乳乳製品統計」、食品需給研究センター「食品産業動態景況調査」より推計  
 (注) はっ酵乳、乳飲料は年次。

## 第2図 ナチュラル、プロセスチーズの国内消費量



出典 第1図に同じ

ズの消費拡大がチーズ全体の消費拡大を牽引している(第2図)。また、ナチュラルチーズの消費量のうち輸入ものが8割以上を占め、国産プロセスチーズの消費量のうち7割強が輸入ナチュラルチーズを原料としているため、チーズ総消費量に占める純国産品の割合は2割を下回っている。

08年はナチュラルチーズの国際相場の高騰に国内景気の悪化も加わり、輸入チーズの消費が落ち込んだが、09年以降は回復傾向にある。さらに今後もチーズの世界的な需要の高まりから、国際相場は高止まりが続くと予想されており、拡大するチーズの国内需要を賄うためには、国産ナチュラルチーズの生産拡大がキーポイントとなっている。

### 3 国産ナチュラルチーズの増産とその課題

政府は、国産ナチュラルチーズの生産拡大をはかるために、05年度より国内大手乳業各

(注1)10年度の北海道内の用途別乳価は、1kg当たり飲用向け109.4円、加工向け66.96円+成分加算、発酵乳向け84.75円、ナチュラルチーズ向け50円。(資料 雪たねニュース平成22年9月1日333号)

(注2)なお、政府は11年度よりチーズ向けの乳価を補填する新たな制度の導入を予定している。

(注3)鈴木宣弘(2010)「酪農研究会合同シンポ」『全酪新報』H22.9.1、同(2010)「チーズにもバター・脱粉と同等の補填を」『DAIRYMAN』9月号、25頁。

社にチーズ工場の新設、再編を促した。明治乳業が十勝地区に生乳処理20万トン規模の工場を新設、雪印乳業が中標津工場内に同20万トン規模の工場の新設と大樹工場の製造能力を10万トンに増強、森永乳業も別海工場の製造能力を同15万トンに増設し、いずれも07年から08年にかけて稼働しており、チーズの増産体制が進んだ。

一方、チーズ向け生乳の乳価は、乳価のなかでは最も低い水準にあるとともに、<sup>(注1)</sup>チーズの需給や価格は、国際市場の影響を受けて不安定な状況が続いている。

政府はチーズ向け乳価について、これまで加工原料乳生産者補給金と、チーズ向け生乳の拡大部分に対する奨励金制度を設けているが、生産者にとっては生産費の上昇分のわずかしか補填できていないのが現状である。また、<sup>(注2)</sup>乳業メーカーにとっては、チーズ向け乳価は輸入品に対抗するにはまだ高い水準にある。

牛乳等の消費低迷に加え、バター、脱脂粉乳の市場縮小による生乳需給の緩和が続くなかで、国産チーズ向けの用途の拡大は、今後の日本の酪農、乳業における重要な課題となっている。

国際市場の影響が大きいなかで、国産ナチュラルチーズの需要を伸ばしていくためには、チーズ向け乳価(取引価格)とチーズの国際相場との連動性を確保する必要がある。また乳業メーカー側も魅力ある新商品の開発とブランド化の取組み、それに合わせた新たな消費層の開拓が必要不可欠である。

そしてさらに重要なことは、農家のコストを賄い安定した所得を確保するために、チーズ向け乳価についても、バター、脱脂粉乳と合わせて同じ目標価格(コストと所得)を設定し、取引価格との差額を補填する、<sup>(注3)</sup>統一的な運用に変えていくことが必要であると思われる。

(ほんだ としひろ)

# 集落協定を基盤とした漁村振興の課題

専任研究員 鴻巣 正

## 1 はじめに

漁業者の高齢化や後継者不足が深刻さを増すなかで、どうやって漁村地域を維持していくかが重要な課題となっている。漁村の基幹産業である漁業の不振により、就業機会の減少や若年人口の流出に歯止めがかからず、漁村の衰退は著しい。

漁村の総合的な振興策が不可欠ななかで、集落や協同組織の役割が着目されている。本稿では、離島地域において先行して実施されている取組みを踏まえ、集落協定を基盤とした漁村振興について考えてみたい。

## 2 漁業集落の概況

漁業集落は、全国に6,298(2008年)存在し、ほぼ全国の海岸線を網羅している。漁業集落の約4分の3は、過疎地域、半島地域、離島地域といった条件不利地域にある。漁業集落は、海岸線に山やがけが迫り、漁港を中心に狭い地域に密集して集落が形成されている場合が多い。

水産庁の漁港背後集落調査によれば、小規模集落で漁家率が高く、100人未満で43.8%、100人以上500人未満で26.0%と、集落において漁業が中心的な役割を担っている。

## 3 集落に対する支援策

### 離島漁業再生支援制度

集落協定に基づく条件不利地域支援策としては、農村における中山間地域等直接支払が代表的で、食料・農業・農村基本法の制定を受けて2000年からスタートしている。

これに対し、漁村の対策は取り残されてきた。01年に水産基本法が制定され、「漁村の総

合的な振興」や「多面的機能に関する施策の充実」が大きな課題となり、中山間地域等直接支払に準じる仕組みの創設が模索された。

04年に漁業・漁村の多面的機能に関する日本学術会議の答申が得られ、特に状況が厳しい離島を対象に、05年度に離島漁業再生支援制度が創設された。

### 集落の共同活動への支援

離島漁業再生支援制度は、集落協定を締結した漁業集落を対象としており、05年度の創設以降、09年度には83市町村において、232の集落協定が締結され、839の漁業集落が参加している。

支援の対象となる共同活動は、漁場の生産力向上に関する取組みと集落の創意工夫を生かした取組みに大別される。漁場の生産力向上に関する活動では、種苗放流、藻場・干潟の管理・改善、産卵場・育成場の整備、海岸清掃、漁場監視等の取組みが対象である(第1表)。集落の創意工夫を生かした活動では、販路拡大、高付加価値化、新たな漁具・漁法の導入、新規養殖業への着業、流通体制改善等が代表的である。

第1表 集落協定に基づく共同活動の実施割合

(単位 %)

		05年度	09
漁業生産力向上の取組み	種苗放流	19	78
	藻場・干潟の管理・改善	11	53
	産卵場・育成場の整備	7	65
	水質維持改善	1	8
	植樹・魚付き林の整備	2	16
	海岸清掃	29	80
	海底清掃	6	30
	漁場監視	18	56
	その他	5	34

資料 水産庁防災漁村課「離島漁業再生支援交付金の実施状況」

## 4 集落協定に基づく直接支払

### 集落協定の枠組み

漁業集落では、地域漁業の現状や漁場の状況等を踏まえ、対象とする海域の利用や漁場利用に関する目標を定める。集落の構成員は、集落にとって必要な活動について話し合い、集落の共同活動が直接支払の対象となる。

対象漁業集落内において、集落と市町村、漁業協同組合、関係機関等との連携をはかり、集落協定の管理体制や交付金の使用方法等について協定を締結する。集落協定は、市町村が定めた促進計画に即したものであるか審査され、市町村長の認定を受ける。漁業集落は、人的結束力が強く、集落協定は漁業集落になじみやすい仕組みといえる。

### 直接支払の現状

25世帯で構成される基準となる集落の場合、国の交付金の交付基本額は170万円である。都道府県、市町村と連携して実施した場合、基準集落で交付金は340万円となる。集落協定に参加する世帯が大きくなれば、世帯数に応じて交付金の額も大きくなる。

離島漁業再生支援交付金は、離島の水産資源や漁業、集落等の維持が図られるよう集落の取組みを支援する直接支払で、09年度の交付額は23億円であった。

ちなみに農村を対象とした中山間地域等直接支払の場合、協定数28,757協定、交付額518億円(08年度)という実績となっており、制度として定着している。

## 5 今後の課題

### 「漁村集落直接支払」への拡充

離島漁業再生支援制度の対象地域は、離島振興法、沖縄、奄美群島、小笠原諸島の各特別措置法に該当する地域に限られている。

しかし、この仕組みは漁村地域一般に適用すべき課題であり、漁村地域を対象とした交付金としての拡充が不可欠である。

民主党政権集として公表された「INDEX 2009」では「漁村集落直接支払<sup>(注)</sup>(仮称)」の実施が予定されていた。漁村集落直接支払は、離島漁業再生支援制度の拡充として制度設計が可能である。漁村の置かれている状況は深刻であり、漁村集落直接支払の一刻も早い実現が必要である。

### 過疎対策、条件不利地域対策の強化

格差の是正や社会的弱者に対する政策が重視され、過疎対策や条件不利地域対策が見直されており、その今日的役割が高まっている。さらに、WTO交渉において漁業補助金規律が議論されるなかにあつて、「許容」ないし「無規定」としてグリーンボックスに位置付けられる対策でなくてはならない。

離島漁業再生支援交付金は、11年度の政府予算案では漁村の活性化・再生支援に組み入れられた。しかし、水産予算の枠内では拡充に限界があり、過疎対策、条件不利地域対策としての展開が不可欠である。

## 6 おわりに

厳しい状況にある漁村の振興をはかるためには、漁場を回復させ、基幹産業である漁業の再生をはかることが不可欠である。漁村の振興は、従来、漁港整備等の公共事業を中心におこなわれてきた。しかし公共事業が大幅に削減されるなかにあつて、これに代わる振興策の創設が遅れている。

漁村の振興には、漁業集落で培われてきた漁業者の共同活動への支援が有効である。こうした集落の取組みをベースとした漁村の活性化・再生支援策の抜本的な充実が望まれる。

(このす ただし)

(注)漁村集落について定義はなされていないが漁業集落より広い概念を想定しているとみられる。

## 農林・地域活性化WGの 「水産業分野における検討項目」を読んだ疑問

専任研究員 出村雅晴

2011年1月20日農林・地域活性化WG(第8回)が開催され、水産業分野における検討項目として以下の4項目が取り上げられた。

- ①漁業法及び水産業協同組合法を科学的根拠に基づく近代法へ早期に改正
- ②海洋生物資源の保存・管理法(TAC法)の抜本的な改正等
- ③漁業協同組合経営の透明化・健全化の実現
- ④養殖許可制度の近代化

これらは、同月26日の第6回規制・制度改革に関する分科会での議論、フォローアップヒアリング(1～3月)と各省調整・規制仕分け(2～3月)を経て3月には行政刷新会議に報告され、政府方針の閣議決定を行う予定となっている。

この内容や進め方について疑問に思う点があり、紙幅の制約もあるが、そうした点について整理したい。

### 第1の疑問

第一の疑問は、わが国の漁業・漁村や資源管理等のあり方を大きく変える問題であるにもかかわらず、農林・地域活性化WG委員中水産業関係委員がわずか1名という状況の下で、しかもたった1回のワーキンググループの検討だけで取りまとめが行われようとしていることである。この点に関しては、漁業者等生産者を代表する全漁連が「目的と方向性を明確にし、幅広い議論を踏まえた規制・制

度改革の検討を求める」とした見解を明らかにしている。

検討項目の多くは、(社)日本経済調査協議会の水産業改革高木委員会による提言「魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ」(07年7月)を取り入れたものであり、「規制改革推進のための第2次答申」(07年12月)の水産業分野に盛り込まれ、その後2年にわたって議論された。主な内容は、「TAC設定の厳正化やIQ制度導入対象の拡大(ITQの導入検討)等の資源管理手法」と「漁業への参入規制の緩和など漁業権漁業や漁協のあり方」に焦点を当てたものであった。このうち、TAC制度に関しては、その後の「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(08年3月閣議決定)や「TAC制度等の検討に係る有識者懇談会」などでも検討されて現在に至っている。しかし、その他の項目については、わが国の漁業の実態にそぐわない点もあるとして実施が見送られた経緯があり、今回改めて、しかも拙速に持ち出された点について、大いに疑問に思う。

### 第2の疑問

新たに検討項目に加わった唯一の項目と思われる「公有水面埋立法による漁業権者、入漁権者への補償に関する同法の関係条項を削除する」についても疑問である。この項目について、「当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方」では、「公有水面埋立法は、成立から90年を経過し時代にそぐ



**第1表 公有水面埋立法(抜粋)**

<p>第四条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ</p> <p>一 国土利用上適正且合理的ナルコト</p> <p>二 其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト</p> <p>三～六 略</p> <p>第3項 都道府県知事ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者アルキハ第一項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ非ザレバ埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ス</p> <p>一 其ノ公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者埋立ニ同意シタルキ</p> <p>二～三 略</p> <p>第五条 前条第三項ニ於テ公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者ト称スルハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ヲ謂フ</p> <p>一 漁業権者又ハ入漁権者</p> <p>二、三 略</p> <p>第六条 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ第四条第三項ノ権利ヲ有スル者ニ対シ其ノ損害ノ補償ヲ為シ又ハ其ノ損害ノ防止ノ施設ヲ為スヘシ</p> <p>第2項 漁業権者及入漁権者ノ前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受ケル権利ハ共同シテ之ヲ有スルモトス</p> <p>第八条 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ第六条ノ規定ニ依リ損害ノ補償ヲ為スヘキ場合ニ於テハ其ノ補償ヲ為シ又ハ前条ノ規定ニ依リ供託ヲ為シタル後ニ非ザレバ第四条第三項ノ権利ヲ有スル者ニ損害ヲ生スヘキ工事ニ着手スルコトヲ得ス但シ其ノ権利ヲ有スル者ノ同意ヲ得タルキ又ハ都道府県知事ノ裁定シタル補償ノ金額ヲ供託シタルトキハ此ノ限ニ在ラス</p>
---

わなくなり、国土開発や埋め立ては漁業者のみの同意により進行すべきものではなく、関係する住民の同意を得て行われるべきものであり、同法の関係条項を廃止する」としている。農林・地域活性化WGが想定している公有水面埋立法の関係条項は、第1表のようなものであろう。

筆者は法律の専門家ではないが、法律の条文を読む限り、農林・地域活性化WGの「基本的な考え方」を「規制・制度改革事項」につなげることに明らかに無理があると言わざるを得ない。たとえば第四条である。「漁業権者と入漁権者の同意」イコール「埋め立ての免許」ではなく、漁業権者と入漁権者の同意は「必要条件」に過ぎないということは明らかであろう。また、上記の条文抜粋では省略した同法第三条において、要領の告示、埋め立て区域や工事施行区域、埋立地の用途、設計概要等の公衆への縦覧、地元市町村長の

意見聴取などを規定しており、「関係する住民」の意見反映の場はある。確かに、法律制定時の時代的な背景から埋め立てを促進する視点が色濃く出ている点は否めず、そうした視点での法改正は必要かもしれないが、「関係する住民の同意」問題に関しては行政執行上の問題ともいえる。現に、上関原発公有水面埋め立て訴訟(山口県)、鞆の浦埋め立て架橋計画訴訟(広島県)、泡瀬埋め立て訴訟(沖縄県)などでは、環境影響評価(環境アセスメント)や景観問題なども争点となり、いずれも埋め立ての免許権限を持つ行政の長が被告となっている。

法改正を行う場合でも、農林・地域活性化WGの「基本的な考え方」に素直に従えば、「同法の関係条項を廃止する」ではなく、関係する住民の同意も条件とするよう改正すべきであろう。あえて「同法の関係条項を廃止する」とした理由はどこにも述べられておらず、ねらいは別で第六条の損害補償規定の廃止に焦点をあてたものではないか、などと思ってしまう。

漁業を営む権利である漁業権は、江戸時代からの海の利用慣行である入会を起源とするものであり、この改変を目的とするものであるならば、それに相応する十分な検討がされるべきであろう。「基本的な考え方」に「どこに問題があるのか」「なぜ制度改変が必要なのか」などを明記し、それに基づいた検討を行うべきである。仮にも「漁業者のみの同意により進行すべきものではなく、関係する住民の同意を得て行われるべき」など、オブラートに包んで進められることがあってはならない。

(でむら まさはる)

# 最近の農業制度資金の変化とJAの課題

主事研究員 長谷川晃生

## 1 はじめに

2007年度以降、国は認定農業者が借り入れる500万円超のスーパーL資金、農業近代化資金の貸付についての無利子化措置を実施し、このことが両資金の貸付動向に影響している。

以下では、最近の主な農業制度資金の貸付動向の変化とその特徴について分析し、さらに拡充される農業制度資金の概要について紹介する。

## 2 増加傾向にあるスーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金

09年度末の日本政策金融公庫(以下「日本公庫」)資金(農業関係)の残高は1兆4,502億円、農業改良資金は138億円、農業近代化資金は09年12月末で2,372億円となっている(第1表)。農業近代化資金、農業改良資金の残高減少が続いている一方、日本公庫資金全体は07年度以降ほぼ横ばいで推移し、このうちスーパーL資金と経営悪化の際に経営の維持安定のため

めに借り入れる長期運転資金である農林漁業セーフティネット資金<sup>(注1)</sup>は増加傾向にある。農林漁業セーフティネット資金の新規実行額を営農類型別にみると、養豚は08年度の25億円から09年度の73億円へ、同様に肉用牛は18億円から61億円へ、採卵鶏は10億円から22億円へと大きく増加している。このように畜産の一部に、資金繰りのための長期の運転資金需要が拡大している。

## 3 日本公庫のプレゼンスの高まり

スーパーL資金、農業近代化資金の新規実行額は07、08年度に増加し、09年度は前年度と比較すると、やや減少しており、前向きな資金需要に陰りが出ているものとみられる(第2表)。減少の背景には、08年度までに資金需要が前倒しされたことや、農畜産物価格の低迷によって農業経営体の投資意欲が減退していることがあると考える。

最近の注目すべき動きとしては、スーパー

第1表 主な農業制度資金の残高推移

(単位 億円)

	日本公庫 資金 (農業関係)	うち スーパーL 資金	農林漁業 セーフ ティネット 資金	農業 近代化 資金	農業 改良 資金
05年度	15,956	4,351	—	3,316	349
06	14,994	4,392	—	2,997	289
07	14,534	4,878	21	2,776	226
08	14,473	5,703	112	2,580	176
09	14,502	6,317	331	2,372	138

資料 農林漁業金融公庫、日本公庫農林水産事業『業務統計年報』各年度版、農林水産省調べ

(注) 農業近代化資金は12月末の残高。農林漁業セーフティネット資金は07年に創設。

第2表 主な農業制度資金の新規実行額の推移

(単位 億円)

	日本公庫 資金 (農業関係)	うち スーパーL 資金	農林漁業 セーフ ティネット 資金	農業 近代化 資金	農業 改良 資金
05年度	1,418	646	—	510	26
06	1,110	522	—	444	22
07	1,498	996	21	486	12
08	1,785	1,401	93	491	8
09	1,912	1,294	238	470	7

資料、(注)は第1表に同じ

L資金の新規実行額が農業近代化資金を大きく上回るようになったことが挙げられる。両資金の05、06年度の新規実行額を比較すると、スーパーL資金が農業近代化資金をやや上回る程度であった。しかし、スーパーL資金は農業近代化資金に比べて貸付限度額、資金使途等で有利なこと等から、07年度からの無利子化措置の実施期間中に、スーパーL資金の新規実行額は大きく拡大し、09年度はスーパーL資金1,294億円に対して、農業近代化資金470億円となり、日本公庫は、無利子化措置を背景に、前向き資金におけるプレゼンスが高まったといえよう。

さらにスーパーL資金の取扱金融機関別の新規実行額の変化をみると、07年度以降はいずれの金融機関でも実行額が大きく増加したが(第1図)、実行額全体に占める日本公庫の直接貸付(H方式を含む)<sup>(注2)</sup>の割合は緩やかに上昇しつつある。

#### 4 拡充される農業制度資金

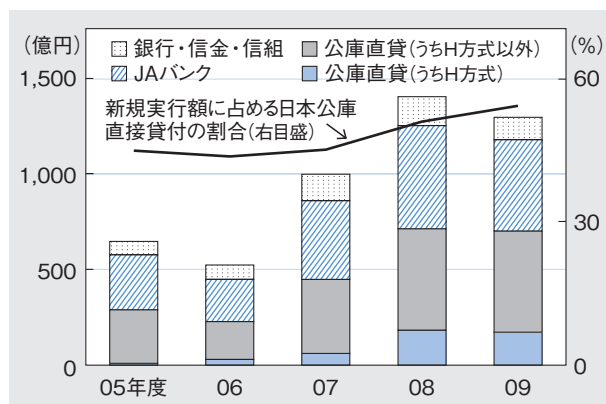
09年度までの借入全期間の無利子化措置の終了後も10年度はスーパーL資金、農業近代化資金について借入当初5年間の無利子化措置が実施され、11年度も継続予定である。

また10年10月に農業改良資金は利用拡大を目的に貸付主体が都道府県から日本公庫へ移管され、日本公庫資金の一部となった。さらに国は11年度に農業の6次産業化の推進や意欲ある多様な農業者育成のため、農業改良資

(注1) 災害や社会的・経済的な環境変化等で売上が減少し、資金繰りに支障をきたしている場合の労務費等のための長期運転資金。

(注2) H方式とは日本公庫の直接貸付の事務の一部をJA等に委託する貸付方式のこと。

第1図 スーパーL資金の取扱金融機関別新規実行額の推移



資料 農林漁業金融公庫、日本公庫農林水産事業「業務統計年報」各年度版

金の貸付限度額を引き上げるとともに、融資枠を拡大することを予定している。

こうした農業制度資金の拡充がJAに与える影響としては、農業経営体が金利等の面で有利な農業制度資金の借入を望むことから、引き続き設備資金等の長期資金におけるJAプロパー資金の利用は限定的になることが挙げられる。したがって、JAは農業経営体の運転資金需要へ対応することが課題となろう。

国の6次産業化支援を受けて、消費者等への直接販売、加工等に取り組む農業経営体数は増加し、新たに運転資金需要が発生することが見込まれる。地銀等民間金融機関の農業金融への参入もあるなかで、JAは農業経営体への訪問を通じて資金需要を把握し、様々な資金需要に対応することが必要である。また既述したように、前向きといえない運転資金需要も発生している。資金対応だけでなく、融資先の経営状況を適切に把握し、経営不振に陥ることを未然に防止するための経営、技術指導をより一層充実させることが重要である。

(はせがわ こうせい)

# 食と健康を軸に地元JAとともに取り組む JA厚生連病院の地域活動

主事研究員 尾高恵美

## 1 はじめに

JA厚生連病院<sup>(注1)</sup>は、本業である医療事業や高齢者福祉事業を基礎として、地元のJAと連携してさまざまな地域活動を行っている。本稿では、2010年度に全国のJA厚生連病院を対象に当研究所が実施した「病院給食に関するアンケート」により、病院がJAと連携して実施している地域活動<sup>(注2)</sup>について述べる。

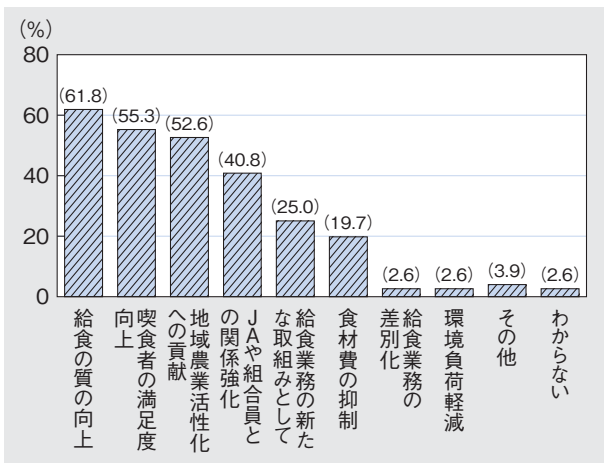
## 2 食を通じた連携活動

はじめに、病院給食を通じた連携をみてみよう。JA厚生連病院(以下「病院」)の89.5%が09年度において地場産農産物を使用した。野菜に限定すると84.9%になり、使用した病院の64.4%はJAから地場産野菜を仕入れている。病院側が取り組む目的としては、給食の質や喫食者満足度の向上とともに、地域農業活性化やJAや組合員との関係強化が大きなねらい

となっている(第1図)。地場産農産物以外にも、みそや漬物といった地場産加工食品を給食で使用している病院もある。給食用食材として地場産農産物を評価している点を見ると、「鮮度がよい」の出現率が70.1%で最も高く、「安全性」「安心感」「食味がよい」が続いている。また、地場産農産物を使用した給食への喫食者の評判や残食の状況について、「よい」と回答した割合は、全体で41.6%であり、前述した地場産農産物への評価として「食味がよい」と回答した場合には56.8%と高い。地場産農産物の使用が、病院給食の喫食率の向上に寄与していることがうかがえる。

さらに、21.4%の病院では、売店等病院の敷地内で地場産農産物の直売を行っている。院内に直売所を設置したり、時期や曜日を限定して生産者やJAが販売を行っている病院もある。これは、JAグループの病院ならではの特徴といえよう。

第1図 病院給食での地場産農産物使用の目的  
(複数回答(n=76))



資料 農中総研「病院給食に関するアンケート」

## 3 病院利用での連携活動

35.3%の病院では、JA組合員や事業の利用者に対して、一部の自由診療について病院利用料金の割引を行っている(第2図)。JA組合員への割引の例としては、入院時の差額ベッド代や人間ドック料金の割引があげられる。とくに都市的な地域では、割引の付与はJA組合員への加入促進にも貢献している。

また、JA貯金やJA共済の農協利用者には、健診や検診にかかる料金の割引を行っている病

院もある。

#### 4 地域のイベントでの連携活動

さらに、地域のイベントでの連携も多い。病院祭や地域住民参加のイベントを開催している病院は70.2%である。このうち39.0%の病院には、JAが農産物の直売などのブースを開設して参加している。

逆に、JAのイベントに病院が協力する形態としては、60.0%の病院は「JAのイベントで健康相談」を実施し、40.0%の病院は「組合員組織の会合に看護師を派遣」している(第2図)。JAのイベントでの健康相談は、生活習慣の見直しや病気の予防を促す機会になる。

#### 5 おわりに

##### ——食と健康を軸とした連携の効果——

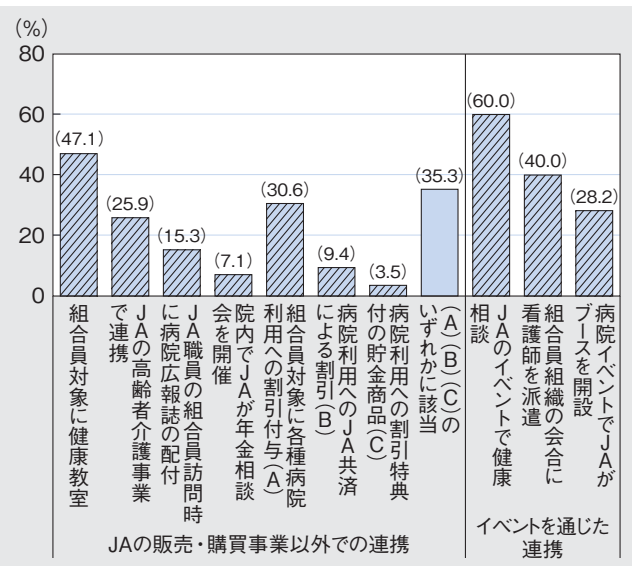
このように、JA厚生連病院は地域医療を支えるだけでなく、食と健康を軸に地元JAと連携して地域活動を行っている。活動の分野は、本業である医療事業と高齢者福祉事業だけでなく、病院給食にかかる食材取引や院内での農産物直売といった販売・購買事業、信用事業や共済事業の利用による割引なども含めて多岐にわたっている。

おわりに、アンケート調査結果にみられた

(注1) 現在、JAグループの医療事業は、主として県段階のJA厚生連によって運営されている。33都道府県に35のJA厚生連があり、農村地域を中心に、全国で115病院、65診療所(10年10月1日現在)を運営する。

(注2) 「病院給食に関するアンケート」は、10年11月に、全国114のJA厚生連病院を対象に実施した。郵送にて配付・回収を行い、回収数は86病院、有効回答率は75.4%である。

第2図 病院給食、農産物販売以外で、JA厚生連病院がJAと連携して実施していること(複数回答(n=85))



資料 第1図に同じ

病院と地元JAとの連携によって期待される効果について考えてみたい。

第1に、「健康」という組合員や地域住民の願いの実現への効果である。JAのイベントでの健康相談は病気の予防を促し、人間ドックの料金の割引には病気の早期発見につながる検査を受けやすくする効果があるものと思われる。

また、地元のJAや生産者が出荷した地場産農産物を使用した病院給食は、喫食者の満足度を高め、喫食率の向上を通じて入院患者の健康回復への寄与が期待される。

第2に、地域農業活性化への効果があげられる。病院給食での地場産農産物の使用や院内での地場産農産物の販売は、地域農産物の販路を提供し、生産者の販売チャネルの多角化に寄与する。また、病院給食で使うことによって地場産農産物の安全性を実際に示す効果も大きいと思われる。

(おだか めぐみ)

# 出口が見えない欧州財政問題

主席研究員 山口勝義

## 1 はじめに

2009年10月、ギリシャで政権交代を機に表面化した財政問題は、その後、他の財政悪化国を巻き込んで、欧州における政府の信用リスク問題として発展した。

これは巨額の政府債務残高を抱える日本経済にとっても帰趨が注目される問題であるが、発端から既に1年以上経過した今となってもその終息の目途は立っていない。

なぜ、終息にそれほどまでに時間がかかっているのだろうか。また、今後どのような展開が想定されるのだろうか。

## 2 拡大する信用リスク問題

欧州では、10年5月にはギリシャが国際的な支援により国債の債務不履行を回避することができたこと、また各国での財政健全化への取組みが具体化されつつあること等から、その後、市場は一応の落ち着きを取り戻した。また欧州連合(EU)では、問題の再発防止策として各国の財政の健全性をモニタリングする様々な仕組みづくりにも取り組んでおり、これも市場の不安感軽減の一助となった。

ところが、10月後半には欧州の財政悪化国でその信用リスクの程度を示す国債利回りが再び上昇に転じ、11月にはアイルランドに対し国際的な支援が決定された。

しかしながら、上記の一連の対応にもかかわらず、支援を受けた国々も含めて、その後も財政悪化国の国債利回りは高止まりを続けている(第1図)。加えて、最近では、ベルギ

ー国債の利回りの上昇や、ユーロ未導入の英国の国債に対してのドイツ国債やフランス国債の利回り上昇など、新たな問題の兆しとも考えられる動きさえ見え始めている。

つまり、欧州では個別国への支援実施とともに再発防止策等の管理態勢強化が図られてきたものの、依然、問題終息の目途はたっておらず、むしろ他の国々への支援ニーズの波及等、問題の拡大が懸念される状況が続いているわけである。

## 3 財政改善等の困難性

では、そもそも問題終息に必要な条件とはどういったものであろうか。

まず、①各国で取組み中の財政改善が進捗し、その結果、②これらの国々の経済が競争力を回復することで成長が実現し、加えて、③欧州において問題の再発防止策等の管理態勢の実効性が確認されること、と考えられる。

第1図 国債利回り推移(10年債)



資料 Bloombergのデータから筆者作成

しかしながら、欧州経済はいまだサブプライム問題以降の経済の混乱から抜けきってはおらず、また、回復が緩やかな米国経済や減速が予測される中国経済は支援材料とはなりそうにはない。しかも、各国の緊縮財政が当面欧州経済に重荷としてのしかかる可能性が高く、実際に欧州では、輸出を推進力に経済回復に力強さを取り戻しつつあるドイツと、引き続き停滞する財政悪化国との経済情勢の二極分化が現れている。また、経済を支える銀行の体力にも不安感が残っている。

こうしたなか、市場は上記の条件について顕著な改善を果たすことは当面大変困難であると見ており、これが国債利回り高止まりの第一の要因と考えられる。

#### 4 構造的な問題点

さらに、市場はユーロ通貨圏の次のような構造的な問題点にも目を向けている。

ユーロ通貨圏では単一通貨・単一金融政策を採用している一方で、財政政策については各国の主権を維持している。このため、経済停滞国に対し財政的な支援を行う仕組みがないほか、単一通貨ゆえに経済停滞国は通貨安による輸出増を通じた景気回復を期待できない。さらに、経済情勢に格差があるなかでは、単一金融政策が各国間で様々な不均衡を拡大するリスクもある。

つまり、ユーロ通貨圏の建付けは健全な環境下で各国の経済情勢が収斂した状況を前提としたものであり、危機時の混乱や経済情勢の二極分化のもとでは構造的な弱点を有しているということである。

市場はこうした問題点にも目を向けており、これが国債利回り高止まりの第二の要因

と考えられる。また、これはドイツ等の国債利回りがユーロ未導入の英国国債に比して最近上昇傾向にある一要因とも考えられる。

#### 5 今後の展開の可能性

では、欧州で今後どのような展開が想定されるだろうか。

欧州経済が急速に回復し、先に述べた問題終息に向けた諸条件の達成に見通しが立つようになれば国債利回りも落ち着きを示すだろうが、実際にはそのような経済回復は望みがたい。むしろ現実には、「高債務+高金利+低成長→債務不履行リスク増大→金利上昇→債務不履行リスクさらに増大→・・・」という悪循環によるリスクの一層の増大の可能性もあり、市場の信認回復は容易ではない。

一方、最近では構造的な問題点に対し、ユーロ通貨圏共同国債の導入等も検討の俎上に上りつつある。しかしながら、財政主権を重視する各国からこうした対応についての合意を得ることは大変困難であり、またEUの条約改正も伴うことから前途は多難とみられる。

こうしたなか、国際的な支援ニーズが早晩他の財政悪化国に波及することが想定されるが、それにとどまらず、財政改善が想定どおりに進まずに国債の債務不履行、債務再編に至る可能性も否定できない。さらには、加盟国のなかにユーロ通貨圏を離脱する動きが生じる可能性も、全くないものとは言えない。

以上のように、欧州を取り巻く問題は依然出口が見えない状態が続いており、欧州市場では今後さらに様々な混乱を生じる可能性があることに注意が必要と考えられる。

(11年2月15日現在)

(やまぐち かつよし)

# 個人向け国債（固定5年）の償還をめぐる動向

研究員 岡山正雄

## 1 はじめに

個人向け国債は、個人に購入者を限定した国債である。2000年代に入り、国債発行額が借換を含めて毎年100兆円を超える状態が続くなか、1,400兆円に及ぶ家計金融資産を国債購入にシフトさせる財務省の国債管理政策の一環として、03年3月に個人向け国債(変動10年)の販売が開始された。その後、個人向け国債の商品性の多様化を図るために、06年1月に個人向け国債(固定5年)、10年7月に個人向け国債(固定3年)の販売が開始された。

本稿では個人向け国債の販売の推移を概観したうえで、11年1月から始まった個人向け国債(固定5年)の償還金をめぐる動向について述べる。

## 2 個人向け国債の特徴

個人向け国債は、余裕資金を定期性預金以外で運用したことがない個人でも、購入しやすいよう、商品性に工夫が施されている。個人向け国債の主な特徴は、①最低1万円から

1万円単位で購入可能、②販売価格を額面100円あたり100円に固定、③一定の中途換金禁止期間以降は、換金直前数回分の受取利子を基にして算出した手数料を払えば中途換金可能であり、売却損益が発生しないことである(第1表)。つまり、個人が少額から購入することができ、保有期間中の価格変動リスクを低減させるような商品設計がされている。

## 3 個人向け国債販売の推移

個人向け国債の販売額推移を見ていくと、02年に定期性預金のペイオフが解禁されたことで預金以外の金融商品への資金運用ニーズが高まっていたことや、定期性預金の利回りが低位だったことから、団塊世代の退職金運用ニーズなどをつかみ、04年1月分以降、各回の販売額が1兆円を超える堅調な販売が07年7月まで続いた。

その後は、国債市場環境の悪化により、個人向け国債の利回りが一部金融機関の定期性預金金利を下回ったことに加えて、リスクは相応にあるものの利回りの高い投資信託や年金保険の販売が好調になったことで、販売額を減らしている。10年7月からは新たに個人向け国債(固定3年)の販売が始まったものの、直近の11年1月分の個人向け国債販売額は1,865億円と、ピークであった05年4月分の2兆3,374億円と比べると10分の1以下の水準にまで落ち込んでいる。

第1表 個人向け国債の特徴

購入対象者	個人のみ
満期	3年・5年・10年
金利タイプ	3年・5年：固定 10年：変動
発行頻度	3年：毎月 5年・10年：年4回
購入単位	最低1万円から1万円単位
募集価格	額面100円につき100円
利払い	年2回
中途換金	中途換金禁止期間後は国が元本価格で買い取り(売却損益なし)

資料 財務省ホームページ



#### 4 個人向け国債(固定5年)の大量償還

一方で11年1月以降、06年から販売された個人向け国債(固定5年)の償還が順次始まっている。中途換金がされていないと仮定すれば、償還金は毎回(1、4、7、10月の年4回)1兆円前後となり、その規模は12年7月まで続く見込みである。なお、11年1月から12年7月までの償還金は累計8兆円近くにまで達することになる。

さらに06年には金融機関が個人向け国債(固定5年)への資金流出に対抗するために、個人向け国債(固定5年)の販売に合わせて優遇金利の預金性商品を販売した金融機関が多く、これらの商品のなかには11年に満期を迎えるものがある。例えば信用金庫のなかには、優遇金利の5年物定期積金を販売したところもあり、年内に満期となる見込みである<sup>(注1)</sup>。

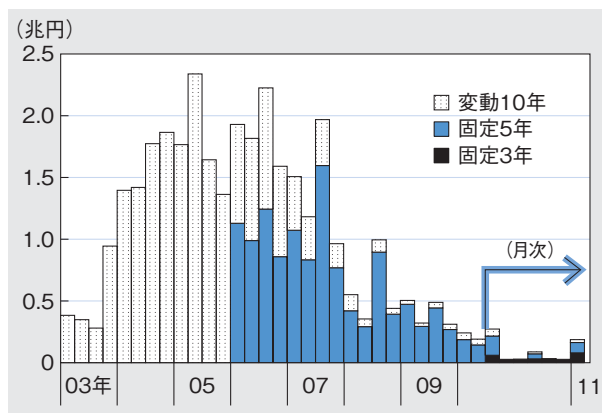
つまり、個人向け国債(固定5年)と、これに対抗して販売された預金性商品の満期到来により、個人向けリテール市場では今後一定規模の資金流入が起る可能性が指摘できる。

#### 5 地域金融機関の対応

11年1月発行分の個人向け国債販売時点では、まだ償還が始まっていないため、大量償還の影響が個人向け国債販売額には表れていないが(第1図)、償還金の一定程度は引き続き4月発行以降の個人向け国債購入に充てられることが推測される。

その一方で、個人向け国債の利回りが低位で推移していることから、金融機関の取組状況によっては、償還金の多くが他の金融商品

第1図 個人向け国債販売額



資料 財務省「個人向け国債の販売額の推移」  
(注) グラフは10年4月まで四半期、10年7月以降は月次。

に向かう可能性も考えられる。

実際に償還金の資金獲得に向けて、地域金融機関では様々な取組みを始める動きがみられる。すでに行われた11年1月の償還時には、賞与支給時期に合わせて12月に実施していた定期預金の優遇金利キャンペーンを、1月以降まで延長する動きや、安定した利回りを求める個人向け国債購入者を対象にして、これまで取り扱ってきた投資信託や年金保険よりも、低リスク型のものを取り扱い始める地域金融機関などがみられた<sup>(注2)</sup>。

#### 6 まとめ

個人向け国債(固定5年)の償還が順次行われていくなか、地域金融機関では、大量の償還金を定期性預金や年金保険、投資信託へシフトさせる取組みが、今後も続けられると思われる。

それぞれの地域金融機関が、どのような個人向けリテール営業戦略のもと、個人向け国債(固定5年)の償還金を得る顧客のニーズをつかみ大量の償還金を獲得していくのか、今後の動向が注目される。

(おかやま まさお)

(注1) 日経テレコン21記事検索による。

(注2) 各地域金融機関ホームページによる。

## 地方財政をめぐる構造問題

理事研究員 渡部喜智

北海道・夕張市の財政行き詰まりから5年が経とうとしている。この間、自治体の財政再建法制の見直し―「地方公共団体の財政健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」)の立法が急ぎ行われた。また、不況により自治体は税の減収に直面する一方、高齢化進行に伴い財政需要は社会保障関連へシフトしている。

近年の地方財政をめぐる環境変化は大きなものであったが、本稿では財政健全化法のもとでの財政運営の変化と、厳しさを増した地方財政のマクロ的構造問題をみることにする。なお詳しくは『農林金融』所載の筆者論文を参照されたい。

### 1 財政健全化法下での財政指標の変化等

財政健全化法では第1表の基準よりいずれかでも悪化すると、早期健全化団体の指定を受ける。その該当市町村団体数は2007年度決算の(純計)43団体から、10年末発表の09年度決算では14へ大幅減少した。

指標ごとにみると、自治体本体の実質赤字比率の基準以上団体は、07年度は2市、公営

**第1表 早期健全化基準以上の市町村団体数**

		07年度	08	09
健全化基準の4指標	実質赤字比率 $\geq 11.25\sim 15\%$	2	2	-
	うち政令市を除く市町村	2	2	-
	連結赤字比率 $\geq 16.25\sim 20\%$	11	2	-
	うち政令市を除く市町村	9	2	-
	実質公債費比率 $\geq 25\%$	33	20	12
	うち政令市を除く市町村	8	5	2
	将来負担比率 $\geq 350\%$	5	3	3
	うち政令市を除く市町村	3	2	2
	純計(合計)	43	22	14

資料 総務省資料から作成

(注) 財政再生基準以上の団体を含む。また、実質赤字比率、連結赤字比率は財政規模により基準が変わる。

事業や第三セクターを含む連結赤字比率の基準以上団体は同じく11であったが、夕張市が赤字を脱するなど09年度には基準以上団体はゼロとなった。これは人件費など厳しい支出削減と赤字事業見直しによることが大きい。

なお、全国の赤字決算の市町村数も07年度の23から09年度は13へ減少した。

実質公債費比率の基準以上団体も07年度の33団体から、09年度には12団体へ減少した。90年代に建設事業のため高い金利で大量発行された地方債の元利金返済がピークアウトしたこと、加えて特例の繰上償還制度で低利での借換えが進められたことが、全般的な公債費の減少要因としてあげられ、実質公債費比率の基準以上団体減少にも結びついたと考えられる。

将来負担比率が350%を越す該当団体も5から3に減少した。ただし、同指標は自治体と公営事業、第三セクター等の総負債を分子とするストック指標であり、急改善しにくい。残る3団体の夕張市、青森県大鰐町、そして大阪府泉佐野市は観光、土地造成、病院などの公営事業や第三セクターの負債が大きいことも特徴的である。

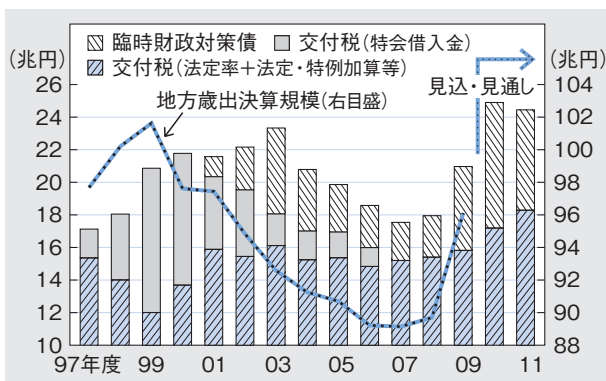
財政健全化法の定める4つの財政指標には改善がみられるが、次に述べるような構造的問題は増している。

### 2 交付税の財源不足の恒常化

居住地域がどこであれ、国民は標準的の行政サービスを保証されるが、自治体の財政力の差は大きい。その財政調整の仕組みとして「(普通)地方交付税」がある。

地方交付税は、標準的行政サービスを行った場合の財政支出である「基準財政需要」と、自主的財源というべき「基準財政収入」(「標準地方税収」に75%を掛けたものと地方譲与税

## 第1図 地方交付税(総額)の財源内訳



資料 総務省「地方財政白書」等から作成(決算・補正後ベース)

の合計)の差額として、本来は「法定財源」<sup>(注1)</sup>から交付される。ところが、国の大幅税収不足から、法定の交付財源不足が常態化している。これに対処するため第1図に示すように、地方交付税特別会計の借入や03年度以降は「臨時財政対策債」という赤字地方債<sup>(注2)</sup>により不足を埋め合わせる手立てがとられてきた。03～07年度にかけては税源移譲もありいったん縮小する動きをみせたが、リーマン・ショック後の歳出規模増加と税収悪化を受け、財源不足は再拡大した。

臨時財政対策債は08年度の2.54兆円から09年度は5.15兆円へ増加し、さらに10年度は7.71兆円に達する見込みだ。11年度(当初予算)は税収(地方税と地方譲与税の合計)が景気の立ち直りで3%増となることもあり、臨時財政対策債は6.16兆円へ減る見込みであるが、歳出規模に対する割合は7.5%という高さだ。

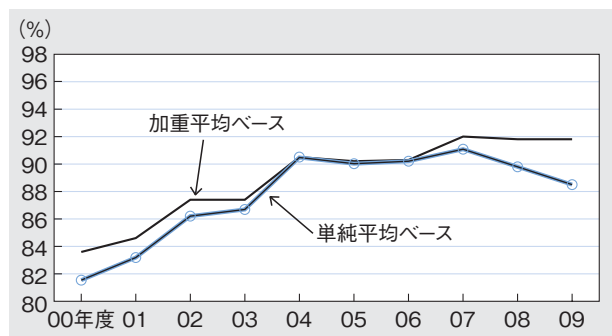
### 3 社会保障関連支出が歳出硬直化もたらす

義務的で非弾力的な「経常支出」のなかで、前述のように借入の元利返済金である公債費が減少に転じた。人件費も、05年度の25.26兆円から09年度には23.98兆円へ緩やかながら減

(注1)10年度は所得税、酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%。

(注2)地方財政法33条の5の2(地方債の特例等)に基づき、同法5条ただし書きにより起こす地方債の特例—投資的経費以外の経費にも充てられるものとして発行される。

## 第2図 全国市町村の経常収支率の推移



資料 総務省HP、日経Needs FQ(地方財政)データから作成  
(注) 加重平均は総務省データ、単純平均は筆者試算。

少した。

しかし、社会保障関係費は超高齢化に伴う自然増が大きく増加傾向にある。性質別歳出費目において社会保障関係の支出が入る「扶助費」は、00年度に6.10兆円だったのが、05年度は7.67兆円、09年度には9.08兆円へ増加し、その歳出に占める比率は00年度の6.2%から09年度には9.5%へ上昇してきた。

以上の結果、一般財源に占める経常支出の割合である「経常収支比率」も第2図のように上昇してきた。07年度以降は頭打ちだが、加重平均ベースでは依然90%台を超える状態にある。これが「歳出の硬直化」である。

逆に公共事業等の投資的経費は減少が継続している。現状はピークであった96年度の3割程度の水準であり、前向きな需要創出的な事業が制約されている状況を物語る。

財政力の強いはずの自治体でも、超高齢化や不況に伴う社会保障関連支出の増加により、経常収支率上昇により示される歳出の硬直化は進んでいる。社会保障国民会議の08年11月の報告によれば、社会保障関係費は11～15年度に自治体負担分だけで4兆円増えると試算されるが、これを賄う財源は国にも地方にも見当たらないというのが現状である。

表面的に財政指標の好転はみられるものの、地方財政の構造的問題は根深い。国と一体的に、これを解決する必要性は高まっている。

(参考)渡部喜智(2011)「地方財政の変化と問題」『農林金融』

3月号

(わたなべ のぶとも)

# 社会的経済・協同組合の国際的研究ネットワークの境界消滅

## —「新しい公共」を支える人材の国境を越えたつながり—

東洋大学経済学部総合政策学科 教授 今村 肇  
(CIRIEC International, Vice President)

協同組合は社会・経済のなかではいったいどのようなセクターに所属するのだろうか？この問いに対して我々が共通の認識を持つことは、現在の日本では難しいかも知れない。一般的にヨーロッパでは、協同組合は「社会的経済」という大きなセクターにおける重要な存在の一つとして位置づけられ、EUの政策のなかにも、社会的連帯や社会的包摂、さらには地域開発といった文脈とともにしばしば“Social Economy”という言葉が登場するのであるが、日本ではそうした認知度は残念ながら低いと言わざるを得ない。

ただし、字数の限られた本稿で「社会的経済」についての詳細な議論をしようとは思わない。すでに多くの碩学がヨーロッパの文献や実態を調べて多くの業績を蓄積しており、日本における導入のための貢献は枚挙に暇がない。ここでは、むしろそういった多くの先人たちの努力にも関わらず、以下に述べるとおり、この「社会的経済」という考えが人口減少・高齢社会日本を支える「新しい公共」構築の重要な柱になることは間違いがないのに、なぜ日本では理解が広がらなかったのかという深刻な疑問の提起をするにとどめ、その疑問は3月25日に予定されている農林中金総合研究所創立20周年記念シンポジウムで「社会的経済・協同組合」への期待を確認するなかで少しずつ解決をしていきたいと思う。

### 社会的経済とは何か

「社会的経済」の定義そのものはこれまでも多くの組織・文献によって行われてきた。またとりわけこのような「定義づけ」が盛んに行われるのも、「社会的経済」とかなりの部分がオーバーラップし、広く一般的に用いられる「サードセクター」分野の特徴でもある。

そこでまず「社会的経済」に関する、おそらく現時点で最も新しく、なおかつヨーロッパで最も共有されていると思われる、2000年に設立された“Social Economy Europe” (CEP-CMAF: la Conférence Européenne Permanente des Coopératives, Mutualités, Associations et Fondations)が2002年6月20日の宣言によって行った「社会的経済」組織の定義は以下の通りである。

- ・個人と社会の目的の資本への優位性
- ・自発的でオープンなメンバーシップ
- ・メンバーシップによる民主的な統制
- ・メンバー・利用者および(または)一般利益の結合
- ・連帯と責任の原則適用の擁護
- ・自律的マネジメントと公的権威からの独立
- ・剰余のほとんどは持続的成長のため、メンバーの利益そして一般利益のために利用

具体的にこの「社会的経済」に所属する組織として主なものは、ヨーロッパにおいてはまさにCMAFという部分が示している、協同組合、ミューチャリティー、アソシエーション、ファウンデーションの4つである。

そこで日本において「社会的経済」に該当するものはなにかというと、以下のような組織が含まれることになる。

協同組合(各協同組合法に準拠した法人)、労働者協同組合、ワーカーズ・コレクティブ、非営利組織(NPO法人、公益法人や社会福祉法人など)、社会的企業、コミュニティー・ビジネスなどである。

こうした日本の特徴を考慮して、一部では日本の「社会的経済」を「非営利・協同」と呼ぶ場合があるが、組織形態の分類としては妥当であるものの、上記の“Social Economy Europe”などによる民主的なガバナンス構造や公共・社会戦略に着目したメッセージは「社会的経済」という用語の力を用いる必要があるのではないかと思われる。

### 社会的経済・協同組合組織の持つ民主的なガバナンス構造と組織間連携

紙幅の関係もあるので、私自身が現在最も注目して研究に取り組んでいる、社会的経済・協同組合組織の持つ民主的なガバナンス構造と組織間の連携について触れておきたい。

重要な点は、市民や消費者を単なる「顧客」として隔離するのではなく、“Co-Production”の担い手として、例えば対人社会サービスを供給する側として参加し働いてもらうという構造である。これがまさに、人口減少・高齢社会日本の支え手として着目される最大の理由である。

ベストフの“Co-Production”の定義によると「公共サービス主体と市民の両方が、公共サービスの供給に関わる活動を協働して行うこと。前者は公共サービス提供のプロフェッショナルもしくは『通常の提供者』“regular

producers”として、一方後者の市民による生産“citizen production”は、彼ら自身が利用するサービスの質および(または)量を高めたいという、個人やグループの自発的努力によるものである。」とある。一見日本では新しい考え方のように思われるが、実は福沢諭吉の「学問のすすめ」のうち「一身独立して一国独立すること」のなかに「もとより国の政(まつりごと)をなす者は政府にて、その支配を受くる者は人民なれども、こはただ便利のために双方の持ち場を分かちたるのみ。」とあるように決して新しいものではない。スペースがないので少々乱暴に言えば、人口減少・高齢社会日本を目の当たりにしてその必要性がようやく認識されたと言っていいだろう。

最近では、社会的経済に官や営利の組織も加えて「社会的企業」をテーマにした研究者・実務家のネットワークが東アジア(韓国・台湾・香港・中国本土・日本)にも続々と展開している。私も昨年、台湾と香港におけるコンファレンスで議論に参加したが、それらはいずれも私が所属しているCIRIECやEMESはもとより、ICAなどヨーロッパを拠点とした研究ネットワークとの協働を目指すものでもある。こういった研究ネットワークの地理的・組織的境界が見えなくなるほどつながりは密になっており、日本の研究者・実務家のさらなる参加と貢献を期待したい。

そのなかで私が強く必要性を痛感しているのは、“Relational Skills”という日本の社会的経済・協同組合組織の最大の課題の一つである、組織やセクターの壁を超えて協働する能力である。また機会をあらためてこの点を論じたいと思う。

(いまむら はじめ)

# 高齢化・離農に総合的に対応するJA出資型農業生産法人

## —ジェイエイファームみやざき中央の取組み—

調査第一部長 齊藤由理子

### 1 はじめに

農家の高齢化が進み担い手不足が深刻化するなか、JA出資型農業生産法人は近年急速に増加しており、また内容は多様である。<sup>(注)</sup>

本稿では、JA出資型農業生産法人、ジェイエイファームみやざき中央が、新規就農者育成事業を含め、総合的に地域の営農を支援している状況を紹介する。

### 2 ジェイエイファームみやざき中央の概要

JA宮崎中央(以下「JA」)は宮崎県宮崎市と国富町を管内とし組合員3万人を擁する。管内は施設園芸と畜産中心に農業の盛んな地域であるが、ここでも農家の高齢化、農地の遊休化が進行している。こうした状況に対応し、遊休農地で農業経営を行うとともに独立した経営者を増やすことを目的に、JAは、2006年2月に「ジェイエイファームみやざき中央」(以下「ジェイエイファーム」)を子会社として設立した。JAの総合営農支援対策のなかでは、地域の核となる担い手、および、多様な担い手・新規就農者に並ぶ第3の担い手として、ジェイエイファームは位置付けられている。

資本金は1億990万円、従業員は周年雇用63名、パート・アルバイト35名(10年7月時点)である。また、主な事業は、①育苗事業、②農作業受委託事業、③農業経営事業、④新規就農者研修事業である。

### 3 高齢化や耕作放棄地拡大への総合的対応

ジェイエイファームはこの4つの事業によ

って、高齢化、離農、遊休農地の増加、そして新たな担い手の登場という地域の農業構造変化の各ステージに、総合的に対応している。

育苗事業では、野菜苗と水稻苗を生産し、JAに販売、JAから農家に販売している。従来JA本体の事業であったが、ジェイエイファームの事業としJAの職員もジェイエイファームの会社員となった。野菜苗の販売は06年の260万本から10年には480万本(見込み)に拡大、収益も年々増加している。また、農作業受委託事業では、堆肥の運搬・散布、土壌消毒、肥料散布、トラクターによる耕運、田植え、稲刈り等を行っている。

これらを利用し農作業の一部を外部化することで、高齢農家は農業の継続が、大規模経営でも省力化が可能となる。また、ジェイエイファームが集中して事業を行うことでコストは低減する。この結果、利用は増加し、利益も拡大していると考えられる。

さらに高齢化が進めば、経営の縮小や離農で遊休農地が拡大する。JAは農地利用集積円滑化団体として、使われない農地を中間保有し、規模拡大志向の農家や法人、または新規就農者に貸し付けているが、なお残った農地で、ジェイエイファームが最後の地域農業の担い手として農業経営を行っている。

そして、新規就農者研修事業は、就農希望者を新たな地域農業の担い手として育てるとともに、遊休農地を研修の場として利用し、かつ研修後の就農者が遊休農地で経営を行うことで、遊休農地の解消にもつながっている。

また、これらの事業が全体として黒字となっていることも特筆すべき点である。農業経営事業では圃場が分散していることもあり採算をとることが難しいが、育苗事業を柱として、法人全体の利益は黒字を続けている。

#### 4 実践的な新規就農者研修事業

新規就農者研修事業は、その実践的な内容で全国から注目されている。

研修期間は原則1年間。研修は無料で、生活費として、研修生一人当たり、市または町が月5万円、JAグループが5万円を助成する。毎年、審査を経て10名程度が研修生となり、これまでの4年間で30名が卒業、就農した。

研修は、①栽培技術研修、②経営管理研修、③施設・機械等研修、④ネットワークづくり、⑤視察研修など多彩であり、1年後の就農に必要な研修が行われている。

研修の中心は栽培技術研修であり、研修生は一人につき6棟のビニールハウス、約10aを担当し、就農後に経営が成り立ちやすいキュウリ、ミニトマト等を栽培する。研修期間は8月から翌年7月。8月の研修開始時にはハウスは骨組みのみままで、研修はビニール架けから始まる。2名の指導顧問が圃場におり、またJAの営農指導員からも指導を受けているが、基本的に、研修生は経営も含めて自ら考えて栽培を行っている。

1年を通して農業経営を学べることや、10aという比較的大きな規模での研修が実践的であると、研修生からは評価されている。

研修後は、農地やハウスのあっせん、補助



研修用ビニールハウスでキュウリを栽培

金や農業金融制度の紹介などの就農支援が行われる。卒業生は3名が法人に就職したほかは、自営で農業を経営している。

また、研修後にはネットワークを活用し勉強していく必要があることを、ジェイエイファームは研修生に伝えており、研修中から就農予定地のJAの生産部会と交流し、また、就農後3～5年間は重点指導農家として、営農指導員から重点的に指導が行われる。

#### 5 おわりに

JA出資型農業生産法人が新規就農者育成事業を行うメリットの一つとして、研修生が就農後に組合員、組合員組織を含むJAのネットワークを活用して、地域に溶け込むことが容易となることが考えられる。

新規就農者は希望とともに様々な課題を抱えており、JAへの期待も大きい。JAは、JA出資型生産法人や組合員とともに、そうした期待に積極的に応えていくことが求められよう。

(さいとう ゆりこ)

(注)李・谷口(2008)「JA出資農業生産法人の今日的到達点とあり方をめぐる諸問題について」(『農業研究』第21号)に詳しい。

## 農林金融2011年2月号

## 金融論の新展開と組合金融論

(田中久義)

農協信用事業は、農業金融論、組合金融論などの名のもとに論じられてきたが、金融理論の変化は考慮されていない。

金融論では、根幹をなす信用創造理論で新たな展開がみられる。信用創造理論の問題を金融機関の業務にあてはめると、その出発点が預金にあるのか貸出にあるのかを問うものである。これまで預貯金が先と考えられてきたが、現在では貸出先行論が定着しつつある。

しかし、このような変化は信用事業論には反映されておらず、「集めた金を貸し出す」という貯金先行論が維持されている。

信用事業論について、新たな金融論の展開を加味した理論の確立が必要である。

## 金融危機と協同組合銀行

(重頭ユカリ)

金融危機においても欧州の協同組合銀行は、商業銀行に比べると安定的であったが、欧州協同組合銀行協会は、その要因として、①組合員が所有者というコーポレートガバナンスの構造、②組合員や顧客のニーズに対応するという目的をもち、より伝統的な「仲介機能」を基盤とするビジネスモデル、③グループ内部で機関保証制度を持つことを挙げている。

金融危機の後、さまざまな研究機関や国際機関から協同組合銀行に関するレポートが数多く刊行された。それらの結果に基づき、欧州では、協同組合銀行も含めた多様な金融機関が存在していることは金融システムの安定性を高めることにつながるという見方が、規制・政策策定者にも受け入れられつつある。

## 農林金融2011年3月号

## 農地の流動化・集積が進む日本農業

(内田多喜生)

2010年センサスで日本の農業構造の変化をみると、農家の大幅な減少や農業就業人口の高齢化の進行にもかかわらず農地の減少・耕作放棄地の拡大に一定の歯止めがみられたことが注目される。

この背景を農地の出し手と利用側に分けて考えると、農地の出し手側の要因としては、最大の出し手である土地持ち非農家が所有農地を貸し出す傾向を強めたことが、また農地の利用側の要因としては、農地の受け皿づくりの整備がこの間進んだことがあげられる。

農地の流動化は今後さらに進むとみられ、農協系統としては農地の仲介機能強化と集落営農等受け皿組織の育成・関係強化とともに、非農家の地域住民や元農家の農地所有者の組織化等で、農業集落機能の維持・活性化を図っていく必要がある。

## コメをめぐる状況の変化と地域としての取組み

(小針美和)

本稿では、地域水田農業の取組みのうち乾燥調製・保管機能やそれを担うカントリーエレベーター等の施設の運営に着目した。産地では、主に農協が施設の運営にあっているが、稼働率低下や老朽化の問題を抱えている。

しかし、マーケットインの発想で「需要に応じた生産」を行う上では、需要ニーズの多様化への対応や、適切な流通管理といった乾燥調製・保管機能の高度化が産地に求められ、更なる施設の適切な運営が必要となっている。先進的な地域では、施設の新たな機能を発揮する取組みを進めるなかで稼働率を高めている事例もみられる。地域水田農業のあるべき姿は、マーケットインの発想にもとづき、地域に応じた生産体制をどのように構築するかを地域自らが考え、描いていくことが望ましい。



農林金融2011年2月号

集落営農法人が担う地域農業の変革

(福田竜一)

中山間地域における水田農業では、個別経営体による合理性追求の限界が早い時期に露呈した。そのような地域では、一部に集落営農の組織化や法人化にとどまることなく、広域的な組織間連携(ネットワーク化)等を通じて、地域農業における個別経営体の合理性と地域全体的な合理性を同時に追求しうる取組みが実践されている。さらにそうした組織は「新しい農協」としての役割も果たすようになっており、今後それらと農協がどのような関係性を構築するのかが課題である。

他方、すでに農協が核となって集落営農法人のネットワーク化を実現している事例もあり、集落営農法人のみならず、小規模農家等を含めて、農協が核となって地域農業の全体合理性を追求することも十分可能である。

病院給食における食材調達と地産地消

(尾高恵美)

病院給食の食材では、鮮度、安全性、価格が重視され、その取引方法としては、急な数量の変更に対応しつつ必要な確実に品揃えすることが求められる。このため、野菜の調達について、一般的には、卸売市場と小売業者の機能を生かした取引方法が中心であり、地元の生産者や農協等からの調達はごくわずかとみられる。

しかし、JA厚生連病院では85%が2009年度に地場産野菜を使用した。生産者組織や、農協の営農販売部署、Aコープや直売所が地場産野菜の取引チャネルを担うケースが多い。

本稿で注目した直売所を核とする事例では、直売所が、物流機能を備えつつ、品揃えを充実させ、安全性や鮮度を確保する対策を主導して取り組んでいる。

農林金融2011年3月号(当社研究員以外の論文紹介)

農作業受委託の進展における農協の役割・取組み

((財)農村金融研究会主任研究員 尾中謙治)

はじめに

- 1 作業受託組織と農協の関係
  - (1) 受託組織の概況
  - (2) 農協の利用状況
  - (3) 農協への要望
- 2 作業委託者と農協の関係
  - (1) 作業委託者の概況
  - (2) 農協の利用状況
  - (3) 委託者の農協への関心・親近感
- 3 作業受委託者と地域・集落の関係
  - (1) 作業受託組織と委託農家の関係
  - (2) 作業受託組織と非農家の関係
  - (3) 作業委託者間の関係
  - (4) 10年後の集落の稲作農業
- 4 今後の農協の役割
  - (1) 作業受託組織に対して
  - (2) 作業委託者に対して
  - (3) 地域・集落に対して

金融市場

2011年3月号

情勢判断

- 1 2011年半ばにかけて徐々に強まる景気回復力
- 2 強まるインフレ観測とFRB
- 3 欧州の財政問題を巡る最近の動向とその評価

2010~2012年度改訂経済見通し  
分析レポート

- 1 環境金融をリードする住友信託銀行の取組み  
~お客様へのソリューションの提供が新たな市場を開拓する~
- 2 顧客とのつながり深める名古屋銀行のリテール戦略  
~住宅ローン推進と預かり資産業務を中心に~
- 3 地域経済格差の広がり地銀の経営

連載

- 1 中国経済・金融を読む<第10回>  
中国の2011年「一号文件」について
- 2 景気の先行指標⑦  
長短金利差消費者態度指数

## いちご作りに夢を求めて

金井いちご園経営 金井繁正

将来、「プロ野球選手になりたいな」「サッカー選手になりたいな」「オリンピックへ行きたいな」。いつの頃からかそんな夢見心も忘れ、日々生活をおくっていました。

会社で夜勤日勤を繰り返していた私は、25歳頃から本を読み、多くの人と話し、理想の自分探しを始めました。そんな時、妻の叔父さんがいちご農園を経営しており、話しているうちにその人柄と感性に惹かれ、「俺もこんな5歳になりたい」と、夢を抱きました。すぐに弟子入りし、徹底して基礎から叩き込んでいただき、28歳で新規就農し、もともと実家にある農地を利用、ハウスを建て、いちご園の経営がスタート。まだまだ勉強不足ですが、妻や両親の協力、叔父さん(先生)の熱心な指導を受け、近隣の方々のご理解のおかげでいちご栽培に集中できる環境にとっても感謝しています。

現在32歳、5シーズン目を迎えました。早朝3時から収穫に入り、9時の開店までのいちご詰めに忙しく毎日を送らせてもらっています。自宅の直売所販売が主で、JAたかさきの直売所にも置かせてもらっています。

より新鮮で安全・安心ないちご作りを心がけ、自宅用に、贈答用、お土産、景品に、プレゼントなどに使われています。全国宅配の注文も行っていて、遠方の方にも利用してもらえるような工夫もしています。

更に今年から、近くの牧場のミルク工房さんの協力の下、うちで栽培したいちごを使って作っていただいたオリジナルジェラートも販売していて好評です。色々なお客様の意見

に耳を傾け、取り入れていけたらと思っています。

近年では地産地消に取り組む学校が増えています。JAさんからの紹介もあり、うちのいちごを是非使いたいと多くの小中学校、保育園から依頼していただけるようになりました。

子供たちが学校で食べたいちごを探し求め、わざわざ直売所まで来てくれたり、いちごを持って行ったときの「いちごだぁ〜」と喜ぶ園児の笑顔。いちご農家になってよかったと思う瞬間と、もっとおいしいいちごを作り、食べてもらいたいという気持ちになります。

「おいしいよ」との感想や「がんばってね」と応援、励ましの言葉、「生り物だからね」と天候や、こちらの都合まで考慮してくれるお客様。素敵な人たちに支えられ、接することで私は成長させてもらっています。そんなお客様の笑顔のために試行錯誤を繰り返し、常に最良のいちごを求める日々を送っています。

ここでは細かな栽培のこだわりには触れられませんが、「いちご農家」はとても奥が深く、体力のいる仕事ですがやりがいがあります。夏場40度を超えるハウス内での苗管理。良質な有機肥料中心のこだわりの土作り。収穫に販売。

一日一日を大切に経験を積むことで、高品質ないちご作りをしていきたいと思えます。そして、お客様の素敵な笑顔が広がるお店にしていきたいです。農業経営には色んな可能性と夢が詰まっています。目標を持ち、楽しんでいきたいですね。

(かない しげまさ)

---

農中総研 調査と情報 | 2011年3月号(第23号)

---

編集・発行 **農林中金総合研究所**  
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12  
Tel.03-3233-7775 Fax.03-3233-7791  
URL:<http://www.nochuri.co.jp>  
E-mail:[suzukiemiko@nochuri.co.jp](mailto:suzukiemiko@nochuri.co.jp)